

令和4年 第7回

仙北市農業委員会総会議事録

令和4年6月6日(月)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和4年6月6日(月)午前9時～

2. 開催場所 仙北市角館庁舎1階「101・102会議室」

3. 出席農業委員 (13人)

1番	佐藤	和	2番	佐藤	孝典
3番	草薨	良孝	4番	鈴木	八寿男
5番	小玉	均	7番	大石	知
8番	小田嶋	比左子	9番	千葉	智永
10番	藤村	紀章	13番	齋藤	瑠璃子
14番	高橋	政敏	16番	眞崎	純孝
17番	藤村	隆清			

4. 欠席委員 (4名)

6番	佐藤	一也	11番	青柳	良信
12番	門脇	博美	15番	荒木田	浩生

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第4 会務諸報告
- 第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出
について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議事

(1) 議案第21号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第22号

農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第23号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(4) 議案第24号

農地法第3条の規定による許可処分の取消について

(5) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 阿部 聡 参事 樫尾 健
主査 竹下 義博 主事 浅利 天夢

7. 書記

主査 竹下 義博

8. 議事録署名員

7番 大石 知 8番 小田嶋 比左子

9. 会議の概要

会長 これより第7回仙北市農業委員会総会を開催致します。

議長 本日の出席委員は13名、欠席委員は4名です。よって本委員会は定足数

に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に7番大石委員、8番小田嶋委員を指名します。会議書記は竹下主査を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

阿部局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時4分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

阿部局長 《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

樫尾参事 《(2)農地の転用事実に関する回答書について》

議長 それでは議事に入ります。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。今回3条の案件は売買が2件、贈与が1件、賃貸借新規が4件、更新が1件、使用貸借新規が4件、更新が1件の合計13件となっております。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は〇〇市の破産者〇〇破産管財人〇〇、譲受人は田沢湖〇〇地区の合

樫尾参事 同会社〇〇となります。申請事由は破産のため農業廃止、法人新設による新規営農のためとなります。10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の贈与案件となります。譲渡人は〇〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は不在地主により管理できないことから贈与、受贈となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の合同会社〇〇となります。申請事由は相手方の要望、法人新設による新規営農のためとなります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は〇〇市にお住まいの〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地

樫尾参事 区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号7番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番は賃貸借の更新案件ですので、説明は割愛させていただきます。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の新規案件となります。貸付人は秋田県農業公社、借受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は公社特例売買事業に係る使用貸借設定、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間となります。

整理番号10番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の新規案件となります。貸付人は秋田県農業公社、借受人は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は公社特例売買事業に係る使用貸借設定、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間となります。

整理番号11番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の新規案件となります。貸付人は秋田県農業公社、借受人は西木町〇〇地区の有限会社〇〇となります。申請事由は公社特例売買事業に係る使用貸借設定、経営規模の拡大となります。期間

樫尾参事は〇〇年間となります。

整理番号12番、農地の所在は田沢湖〇〇・〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は後継者への経営移譲、経営承継となります。期間は〇〇年間となります。

整理番号13番は使用貸借の更新案件ですので、説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番、4番及び5番について、16番眞崎委員よりお願いします。

16番眞崎 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号2番及び10番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号3番及び6番について、事務局よりお願いします。

樫尾参事 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号7番について、8番小田嶋委員よりお願いします。

8番小田嶋 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号8番について、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号9番について、事務局よりお願いします。

樫尾参事 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号11番について、13番齋藤委員よりお願いします。

13番齋藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号12番について、14番高橋代理よりお願いします。

14番高橋 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号13番について、3番草薨委員よりお願いします。

3番草薨 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請については、許可とすることに決定します。(9時36分)

議長 次に議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、使用貸借の案件になります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。転用目的は一般個人住宅、施設等も一般個人住宅、転用理由につきましては、現在借受人は両親宅に同居をしているが今後を考慮し、申請地に一般個人住宅の建築を行うためとなります。なお、すでに仙北農業振興地域整備計画書から除外済となっております。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の案件になります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。転用目的は一般

樫尾参事 個人住宅、施設等も一般個人住宅、転用理由につきましては、現在借受人は両親宅に同居をしているが今後を考慮し、申請地に一般個人住宅の建築を行うためとなります。なお、この申請地は都市計画区域内農地となっております。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番についてを1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤 《現地確認報告》

議長 整理番号2番についてを2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号1番については許可相当と、整理番号2番については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第18号農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、整理番号1番については許可相当と、整理番号2番については許可と決定します。(9時44分)

議長 次に議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者として私が退席します。議長を高橋代理にお願いします。

《17番藤村会長 退席》(9時45分)

14番高橋 暫時議長を務めます。

議長 それでは、議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集

積計画の承認についての整理番号22番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号22番について説明を致します。

整理番号22番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、秋田県農業公社をとおしての賃貸借の新規案件となります。利用権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は西木町〇〇地区の農事組合法人〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号22番について、事務局よりお願いします。

竹下主査 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号22番については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時47分)

議長 利害関係者の復席を求め、議長を交代します。

《17番藤村会長 復席》(9時48分)

議長 利害関係者の退席を求めます。16番眞崎委員。

《16番眞崎委員 退席》(9時48分)

議長 それでは、整理番号14番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号14番の内容について、説明を致します。

整理番号14番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号14番について、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号14番については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時49分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《16番眞崎委員 復席》(9時50分)

議長 利害関係者の退席を求めます。14番高橋代理。

《14番高橋代理 退席》(9時51分)

議長 それでは整理番号17番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号17番の内容について、説明を致します。

整理番号17番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇

竹下主査 〇筆、合計面積〇〇㎡、秋田県農業公社をとおしての賃貸借の新規案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号17番について、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無しの声あり』

議長 無いですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号17番については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時53分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《14番高橋代理 復席》(9時53分)

議長 それでは、整理番号14番、17番、22番を除いて一括上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 今回の集積計画については、新規が6件、権利移転が4件、再設定が5件、中間管理事業の案件が7件となっております。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の

竹下主査 ○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖○○地区の○○さん、利用権の設定を受ける者は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は○○市にお住まいの相続人代表者○○さん、利用権の設定を受ける者は角館町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号4番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は○○県にお住まいの○○さん他2名、利用権の設定を受ける者は角館町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号5番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は西木町○○地区の○○さん、利用権の設定を受ける者は西木町○○地区の有限会社○○です。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号6番、農地の所在は西木町○○・○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権を設定す

竹下主査 る者は○○県にお住まいの相続人代表者○○さん、利用権の設定を受ける者は西木町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり米○○.○俵、年額米○○俵となります。

整理番号7番から10番までは権利移転の案件です。○○さんから○○さんへの経営移譲に伴う権利移転です。整理番号7番は○○さん分、整理番号8番は○○さん分、整理番号9番は○○さん分、整理番号10番は○○さん分となっております。

整理番号11番から15番までは再設定の案件ですので、説明は割愛させていただきます。

整理番号16番から22番までは農地中間管理事業の案件です。JA円滑化事業からの切り替え、新法人設立に伴う中間管理事業の活用などによる新規設定が主な内容となっております。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番、2番、7番から10番、19番及び20番について、14番高橋代理よりお願いします。

14番高橋 《現地確認報告》

議長 整理番号3番について、3番草薙委員よりお願いします。

3番草薙 《現地確認報告》

議長 整理番号4番について、4番鈴木委員よりお願いします。

4番鈴木 《現地確認報告》

議長 整理番号5番について、事務局よりお願いします。

竹下主査 《現地確認報告》

議長 整理番号6番については、私が行います。

17番藤村 《現地確認報告》

議長 整理番号16番について、1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤 《現地確認報告》

議長 整理番号18番について、10番藤村委員よりお願いします。

10番藤村 《現地確認報告》

議長 整理番号21番について、事務局よりお願いします。

竹下主査 《現地確認報告》

議長 整理番号11番から13番及び15番については、再設定案件ですので現地確認報告は省略します。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、整理番号14番、17番、22番を除いて、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(10時5分)

議長 次に議案第24号農地法第3条の規定による許可処分の取消についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 議案第24号農地法第3条の規定による許可処分の取消について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条有償移転の許可処分取消の案件となります。申請人は譲渡人の田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人の田沢湖〇〇地区の株式会社〇〇です。願出事由につきましては、農地法第3条許可

申請時の地番錯誤のためとなります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番について、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第24号農地法第3条の規定による許可処分の取消について、許可することに決定します。(10時8分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 協議事項 (1)令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

(2)令和4年度最適化活動の設定等について

阿部局長 連絡事項 (1)今後の日程について

6月24日(金)農用地利用調整会議(午前9時～)

角館庁舎1階「101・102会議室」

7月8日(金)第8回農業委員会総会(午後3時～)

西木温泉クリオン会議室(予定)

合同会議(午後4時～)

西木温泉クリオン会議室(予定)

議長　　これで令和4年第7回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様
でした。(10時24分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和4年6月6日

議長

署名員 7番

署名員 8番
